

技術提案書作成要領

1 技術提案書の構成

(1) 技術提案書の構成は、次のとおりとする。

- ① 提出文書 様式 1
- ② 同種事業の実績 様式 2
- ③ その他の事業実績 様式 3
- ④ 配置予定技術者の資格・経験 様式 4
- ⑤ 配置予定技能者の受講実績 様式 5
- ⑥ 地域への貢献等 様式 6
- ⑦ 作業員の雇用形態・地元雇用・月給制 様式 7

※ 以下の⑧及び⑨は、標準型の場合のみ提出

- ⑧ 事業計画 様式 8

※事業期間が複数年度にわたる場合は、各年度ごとに作成を行うこと。

- ⑨ 実施上の課題に係わる技術的所見 様式 9

(2) 技術提案書のサイズはA 4とする。

(3) 技術提案書の内容は、簡潔に記載するものとする。

(4) 添付書類（確認書類）が不足している項目、又は記載内容が不明瞭で確認出来ない場合は審査（評価）の対象としない。

(5) 共同事業体を結成して入札に参加する場合、又は協同組合等（協同組合等の直接雇用者で実施する場合を除く。）が入札に参加する場合は、代表者が当該事業に配置される全ての構成員の内容を各様式（「様式 7」を除く）1 枚に取りまとめ、項目ごとに全ての構成員の資料を整理し添付すること。「様式 7」については、構成員名を記載し構成員ごとに別の用紙に作成すること。

なお、評価にあたっては、共同事業体又は協同組合等（協同組合等の直接雇用者で実施する場合を除く。）の各構成員のうち評価が最も低い者をもって評価する。

2 技術提案書の内容

作成する技術提案書の内容は、次表及び様式に基づき記載するものとし、該当しない事項については記載しない

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 同種事業の実績 (様式 2)	① 競争参加資格確認申請書の記の 3 の入札公告の 2 の (6) に定める事業実績を記載した書面（別紙様式 2）による。
(2) その他の事業実績 (様式 3) (別紙様式 3)	① 事業成績評定点 競争参加資格確認申請書の記の 4 の入札公告の 2 の (6) ただし書きに定める事業実績を記載した書面（別紙様式 3）に記載した過去 2 年

記載事項	内容に関する留意事項
	<p>度間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定の制定について（平成20年3月31日付19林国業第244号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けた件数と評定点の平均点を記載する。</p> <p>なお、共同事業体の場合は、当該事業体（申請事業体と同じ構成員）として受けた事業成績のほか、構成員がそれぞれ個別に受けた事業成績も含めて単純平均すること。</p> <p>② 低入札価格調査対象事業</p> <p>ア 過去2年度間における国有林野事業の発注事業の入札について、低入札の調査対象の有無を記載する。</p> <p>イ 前記アで「有」の場合は、当該事業名及び契約締結の有無を記載する。</p> <p>ウ 前記イで「有」の場合は、当該事業の事業成績評定点を記載する。</p> <p>なお、事業実施中の場合又は事業成績評定通知書を受領していない場合は「事業実施中」と記載する。</p> <p>また、共同事業体にあつては、構成員に該当するものがあれば記載すること。</p> <p>③ 事業に関する表彰実績</p> <p>過去10年度間における造林事業又は素材生産事業に係る国又は都道府県からの表彰実績を記載する。</p> <p>ただし、「感謝状」、「優良材に係る表彰」は除く。</p> <p>また、共同事業体にあつては、構成員に該当するものがあれば記載すること。</p> <p>④ 本店、支店又は営業所の所在地</p> <p>本店、支店又は営業所（以下「本店等」という）が当該事業を発注する森林管理署等の所在都道府県内に所在する場合は、その本店等を記載する。</p> <p>なお、共同事業体及び協同組合等（協同組合等の直接雇用者で実施する場合を除く。）は、事業に参加する全ての構成員名、住所を記載する。</p>
<p>(3) 配置予定技術者（現場代理人）の資格・経験（様式4）</p>	<p>① 競争参加資格確認申請書の記の5の「入札公告の2の(7)に定める配置予定の現場代理人の資格等を記載した書面（別紙様式4）」に記載した現場代理人の氏名、事業経験等を記載する。</p> <p>また、継続教育（CPD）については、過去3年度間に公益社団法人 森林・自然環境技術教育研究センター（JAFEE）又は公益社団法人 日本技術士会が発行する森林部門に関するCPD（以下「森林分野」という。）の単位を取得している場合は、取得したポイントを記載すること。</p>

記載事項	内容に関する留意事項
	<p>なお、技術資料提出時に技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合の審査については、各評価項目（事業経験、保有資格及び継続教育）ごとに評価が最も低い者で評価する。</p>
<p>(4) 配置予定技能者の受講実績 (様式5)</p>	<p>① 林野庁主催・実施（委託・補助事業含む）の「低コスト作業路企画者養成研修」、「低コスト作業路技術者養成研修」、「森林作業道作設オペレータ研修」、「森林作業システム高度技能者研修」及び「高度架線技能者育成研修」の実績を記載した技能者の氏名、受講年月日を記載する。</p>
<p>(5) 地域への貢献等 (①、③～⑥は関東森林管理局管内の実績に限る) (様式6)</p>	<p>① 災害協定等に基づく活動実績 過去10年度間における国又は地方公共団体との災害協定、防災に関するボランティア協定に基づく活動の実績について記載する。</p> <p>② 防災に関する表彰の実績 過去10年度間における国又は地方公共団体からの防災活動に係る表彰の実績を記載する。</p> <p>③ 国土緑化（植林）活動に対する取組 過去10年度間における国土緑化（植林）活動等を記載する。又は、国・地方公共団体との分収育林・分収造林契約の有無を記載する。ただし、分収育林・分収造林契約にあつては技術提案書提出日時点において契約期間内であること。なお、名誉オーナー認定書の場合は有効期間内であること。</p> <p>④ ボランティア活動の実績 過去2年度間におけるボランティア活動について簡潔に記載する。なお、防災ボランティア活動には防災情報の提供、災害復旧時の機械、資材、労力の提供等を含むものとする。ただし、事業体としての活動に限る。また、①～③、⑤の活動実績は除く。</p> <p>⑤ 東日本大震災の被災地での復旧・復興活動の実績 東日本大震災により被災した福島県、宮城県、岩手県での過去2年間における復旧・復興活動の実績を記載する。</p> <p>⑥ 有害鳥獣対策への協力の実績 過去2年度間における有害鳥獣捕獲活動への協力実績の有無を記載する。ただし、事業体として協力した実績に限る。（事業体の従業員が個人的に実施した被害対策活動、事業体が有害鳥獣捕獲の助成金を受ける目的で実施した活動などは除く。）</p> <p>⑦ 地域の民有林管理への貢献の取組 ア 森林経営管理法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けているかの有無を記載する。 なお、「有」の場合は認定を受けた森林が所在する市町村名を記</p>

記載事項	内容に関する留意事項
	<p>載する。</p> <p>イ 森林経営管理法第36条第2項の要件に適合する者として当該都道府県から公表されているかの有無を記載する。</p> <p>なお、「有」の場合は認定した都道府県名を記載する。（経営管理実施権設定希望事業者（意欲と能力のある林業経営者）が対象）</p> <p>ウ 「林業経営体の育成について」（H30.2.6林野庁長官通知）に基づき、当該都道府県から育成経営体として選定されているかの有無を記載する。（「育成経営体」が対象）</p> <p>エ 過去5年度間に森林法に基づく森林経営計画を自ら作成し、認定を受けているかの有無を記載する。</p> <p>オ 前年度に民有林における森林整備作業を請け負った実績がある場合は、その実績の有無を記載する。</p> <p>ただし、森林整備作業とは植栽・保育・間伐等とし、「立木販売（買受け）」による伐出のみの場合は対象外。</p>
<p>(6) 企業の信頼性 (様式6)</p>	<p>① 伐採・造林に関する行動規範の策定</p> <p>伐採・造林に関する行動規範を策定しているか、又は所属する業界団体等が作成した行動規範等を遵守しているかの有無を記載する。</p> <p>② 安全管理</p> <p>ア 過去2年度間における休業4日以上労働災害及び重大な労働災害（死亡災害）の有無を記載する。（ただし、国有林野事業に限る。）</p> <p>なお、「有」の場合は労働災害の件数を記載する。</p> <p>イ 過去10年度間における労働安全コンサルタントによる安全診断及び過去2年度間におけるリスクアセスメントの取組の有無を記載する。</p> <p>③ 働き方改革への取組</p> <p>ア 過去2年度間において、労働生産性の向上のため、効率的な作業システム、工程管理の工夫等を行うとともに、生産性向上の目標を持って取り組んでいるかの有無を記載する。</p> <p>イ 過去5年度間において、現場従事者の技術向上に向け、技術指導、研修会・講習会の開催・参加、資格取得への支援等に取り組んでいるかの有無を記載する。</p> <p>④ ワーク・ライフ・バランス等の状況</p> <p>ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「えるぼし認定企業」、「プラチナえるぼし認定企業」の認定状況、又は同法に基づく一般事業主行動計画の策定状況を記載する。</p>

記載事項	内容に関する留意事項
	<p>イ 次世代育成支援対策促進法(次世代法)に基づく「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」、「くるみん認定企業(基準7～9)」、「トライくるみん認定企業」の認定等の状況を記載する。</p> <p>ウ 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく「ユースエール認定企業」の認定の状況を記載する。</p> <p>上記ア・イ・ウともに、技術提案書提出日時点で有効期間内であることが確認できること。又は、技術提案書提出日の属する月の翌月からの認定(届出の受領印が押印済み)を受けていること。</p> <p>⑤ 林業経営体登録の有無 「林業経営体に関する情報の登録・公表について」(H24.2.28長官通知)に基づく認定の有無を記載する。なお、(5)⑥イ、ウの登録事業体は除く。</p> <p>⑥ 不誠実な行為の有無 過去2年度間における営業停止及び国有林野事業における指名停止の処分又は文書による指導・注意の有無を記載する。 「なお、「有」の場合は、停止者及び停止期間を記載する。また、文書・口頭注意の場合は文書発出者及び文書発出年月日を記載する。」</p>
<p>(7) 従業員への賃金引上げ計画の表明書 (様式6-1)</p>	<p>① 企業に関する事項(賃上げ)</p> <p>ア 大企業は、事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している有無を記載する。</p> <p>イ 中小企業等は、事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している有無を記載する。</p> <p>ウ 「従業員への賃金引上げ計画の表明書」 上記ア又はイが「有」の場合、事業者、従業員代表、給与又は経理担当者が押印した表明書を提出すること。なお、中小企業の場合にあっては、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」も併せて添付すること。 また、表明書に基づく率の賃上げを確認するため、加点を受けた企業に対し、決算書等の提出(入札説明書参照)により達成状況を確認する。</p>
<p>(8) 作業員の雇用形態・地元雇用・月給制・労働福祉 (様式7)</p>	<p>① 作業員の雇用形態 事業に従事する全ての作業員について、直接雇用者又は下請企業等の雇用者の別(また、直接雇用者に限り、常用又は臨時的の別)を記載する。 なお、協同組合等については、当該事業に配置される構成員の直</p>

記載事項	内容に関する留意事項
	<p>接雇用者は「下請」として評価を行う。</p> <p>② 作業員の地元雇用 事業に従事する全ての作業員について、居住地の市町村を記載する。 なお、森林管理署等管内の市町村は、別添「森林管理署等の事業実施区域」のとおりである。</p> <p>③ 月給制の対応 事業に従事する全ての作業員（臨時雇用者及び下請雇用者を除く）について、賃金の支払方法（日給、日給月給、月給別）を記載する。</p> <p>④ 労働福祉 事業に従事する全ての作業員（事業主、役員報酬を受けている者、臨時雇用者及び下請雇用者を除く）について、林業退職金共済機構、建設業退職金共済組合又は中小職金共済事業団への加入状況を記載する。 なお、共同事業体、協同組合等にあつては、各構成員の直接雇用者を含めて記載すること。</p>
<p>(9) 事業計画 (様式8) ※標準型の場合のみ提出</p>	<p>① 事業計画（工程表） 事業の手順、工程管理等について、工程表を作成する。</p> <p>ア 様式9の適用欄でAを選択の場合 技術提案書が認められない場合に標準案（発注者が入札説明書と併せて示した図面及び仕様書等）に基づいて事業を実施する意志がある場合は、提案の工程表に併せて標準案による工程表も提出する。</p> <p>イ 様式9の適用欄でCを選択の場合 標準案に基づき実施する場合は、標準案による工程表のみ提出する。 なお、標準案の工程表の下段の説明欄には、『標準案に基づく事業計画書』と明記すること。 複数年度にわたる事業の場合には、各年度毎に作成し提出すること。</p>
<p>(10) 実施上の課題に係わる技術的所見 (様式9) ※標準型の場合のみ提出</p>	<p>① 共通項目</p> <p>ア 事業計画上の考慮事項に係る工夫・提案 イ 工程管理に係る工夫・提案 ウ 自然環境への配慮、品質管理に係る工夫・提案 エ 安全対策に係る工夫・提案 オ 発注者が指定した課題に対する工夫・提案 について簡潔に記載する。</p>

記載事項	内容に関する留意事項
	<p>② 生産と造林の一貫作業の場合</p> <p>ア 造林経費の削減のため、集材、枝条整理等の作業を的確に実施する具体的取組</p> <p>イ 林業機械等を活用して造林作業を省力・省略化するための具体的取組</p> <p>ウ 確実な更新と保育経費の削減のため、植栽木の生長促進、下層植生の繁茂抑制等に係る具体的取組</p> <p>③ 事業期間が複数年度にわたる事業の場合</p> <p>ア 複数年度の事業期間を活かした機械等の配置、効率的な作業システムの具体的取組</p> <p>イ 効率的かつ低コストで耐久性の高い森林作業道計画、保全管理配慮の具体的取組</p> <p>ウ 植栽を含む一貫作業の場合、年度ごとに伐採及び植栽の適正な年次計画について簡潔に記載する。</p> <p>④ 様式9の適用欄に必ず印又はチェックなどによりA～Cの中から選択することとし、具体的な対策方法については、要点を簡潔に記載すること。</p>

3 添付資料

(1) 提出書類一覧について

提出書類一覧の欄外（注1、注2）の記載による。

(2) 様式2について

様式2の欄外（注3、注4）の記載による。

(3) 様式3について

様式3の添付書類欄の記載による。

(4) 様式4について

様式4の欄外（注1～3）の記載による。

(5) 様式5について

様式5の欄外（注2）の記載による。

(6) 様式6について

様式6の添付書類欄の記載による。

(7) 様式6-1について

中小企業等については、表明書とあわせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出する。

(8) 様式7について

様式7の欄外（注8、注10）の記載による。

(9) 様式8について

事業計画を記載するための参考図書は、様式の他に用紙の大きさA4に1枚以内とする。

事業期間が複数年度にわたる場合は、各年度ごとに作成し提出する。

(10) 様式9について

適用欄のA又はCに印した場合は、技術提案の様式8とは別に、標準案に基づき作成した様式8（工程表の説明欄に『標準案に基づく事業計画書』と記載。）を提出する。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価の方法等

本事業における総合評価は、以下により行うものとする。

ア 発注者が定める技術的要件のうち入札説明書等に記載された要求要件を満たしている場合は、標準点100点を与える。

イ 技術提案の内容、資料で示された実績等に応じて、以下のとおり加算点を与える。

(ア) 標準型

E 単年度事業（造林事業）又は（生産事業）	82点
F 単年度事業（造林事業と生産事業の一貫作業）	88点
G 複数年度事業（生産事業）	86点
H 複数年度事業（造林事業と生産事業の一貫作業）	95点

(イ) 簡易型

70点

ウ 「加算点」の算出方法は、下記(2)の各評価項目（事業計画、企業の事業実績、配置予定技術者等の能力、地域への貢献、企業の信頼性）について評価に応じて得点を与える。

エ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点+加算点} ÷ 入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

オ 欠格がある場合は、入札参加を認めないものとする。

(2) 評価項目における評価基準及び配点

各評価項目における評価基準及び配点は以下のとおりである。

評価項目	評価基準		評価点
【事業計画】※標準型の場合のみ			配点 10点～22点
簡易な事業計画の妥当性・適切性	事業計画上の考慮事項に係る工夫・提案（事業実施の目的等を考慮し、次施業に配慮した適切な提案がされているか）	適切であるとともに工夫が見られる	2点
		適切ではあるが工夫が見られない	1点
		標準案を選択、又は事業実施上問題ないが改善の余地がある	0点
（※標準型E、F、G、H）	工程管理に係る工夫・提案（現地の状況や気象条件等を踏ま	適切であるとともに工夫が見られる	2点
		適切ではあるが工夫が見られない	1点

評価項目	評価基準		評価点	
	えた作業時期の設定等、工程管理が適切に提案されているか)	標準案を選択、又は事業実施上問題ないが改善の余地がある	0点	
		自然環境への配慮、品質管理に係る工夫・提案（自然環境に配慮した作業方法、資材の品質の確認方法、管理方法が適切に提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	2点
		適切ではあるが工夫が見られない	1点	
	安全対策に係る工夫・提案(作業時の安全確保に関する具体的な取組が適切に提案されているか)	標準案を選択、又は事業実施上問題ないが改善の余地がある	0点	
		適切であるとともに工夫が見られる	2点	
		適切ではあるが工夫が見られない	1点	
	発注者が指定した課題に対する工夫・提案（現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性）等の事業実施上の課題に対する取組が適切に提案されているか)	標準案を選択、又は事業実施上問題ないが改善の余地がある	0点	
		適切であるとともに工夫が見られる	2点	
		適切ではあるが工夫が見られない	1点	
	一貫作業における効率化の工夫 (一貫作業の場合に限る) (※標準型F、H)	造林経費の削減のため、集材、枝条整理等の作業を的確に実施する具体的な取組が提案されているか	標準案を選択、又は提案されていない	0点
			提案内容が具体的ではあるが工夫が見られない	1点
			提案内容が具体的であるとともに工夫が見られる	2点
林業機械等を活用して造林作業を省力・省略化するための具体的な取組が提案されているか		標準案を選択、又は提案されていない	0点	
		提案内容が具体的ではあるが工夫が見られない	1点	
		提案内容が具体的であるとともに工夫が見られる	2点	
確実な更新と造林費削減のため、植栽木の生長促進、下層植生の繁茂抑制等に係る具体的な取組が提案されているか		標準案を選択、又は提案されていない	0点	
		提案内容が具体的ではあるが工夫が見られない	1点	
		提案内容が具体的であるとともに工夫が見られる	2点	

評価項目	評価基準		評価点
複数年度にわたる事業における効率化の工夫や一貫作業における植栽計画の明確化による、種苗生産事業者の安定的な供給体制構築への貢献	複数年度の事業期間を活かした作業員や機械の配置等、効率的な作業システムについて具体的な取組が提案されているか	提案内容が具体的であるとともに工夫が見られる	2点
		提案内容が具体的ではあるが工夫が見られない	1点
		標準案を選択、又は提案されていない	0点
(複数年度にわたる事業の場合に限る) (※標準型G、H)	(植栽を含む一貫作業の場合に限る) 年度ごとにおける主伐・再造林箇所の伐採及び植栽時期・苗木本数を特定し、計画的な植栽が行えるような年次計画(種苗生産事業者の安定的供給体制構築への寄与)が具体的に提案されているか	提案内容が具体的であるとともに工夫が見られる	2点
		提案内容が具体的ではあるが工夫が見られない	1点
		標準案を選択、又は提案されていない	0点
【企業の事業実績】			配点 15点
同種事業の実績(過去15年度間)	林野庁、国(他機関)、都道府県又は市町村等発注の同種事業の実績があるか	国有林における元請実績がある	2点
		国有林以外での元請実績又は国有林における下請実績がある	1点
		実績がない	0点
事業成績評定点(過去2年度間の平均)	事業成績評定点の平均点が一定点以上あるか	90点以上	3点
		85点以上	2点
		75点以上	1点
		65点以上	0点
低入札価格調査対象の有無(過去2年度)	国有林において低入札価格調査の対象となり、かつ、契約の相手方としなかった案件又	調査対象とならなかったことがないか、又は調査対象となった事業の成績評定が全て85点以上である	2点

評価項目	評価基準		評価点
間)	は当該事業の事業成績評定点がすべて 85 点以上であるか	調査対象となり、かつ、欠格又はいずれかの事業成績評定が 85 点未満である	0 点
事業に関する表彰実績（過去 10 年度間）	国又は都道府県から造林事業及び素材生産事業に関する表彰の実績があるか	国有林からの表彰実績がある	2 点
		国有林以外からの表彰実績がある	1 点
		表彰実績がない	0 点
本店、支店又は営業所の所在地の有無	入札公告に示す事業場所（都・県内）に本店、支店又は営業所があるか	本店がある	6 点
		支店又は営業所がある	4 点
		本店等がない	0 点
【配置予定技術者等の能力】			配点 7 点
配置予定技術者（現場代理人）の事業経験（過去 15 年度間）	林野庁、国（他機関）、都道府県又は市町村等発注における現場代理人としての同種事業の実績があるか（複数の現場代理人を配置する場合は最も低い評価者で評価する）	国有林における現場代理人としての元受実績がある	2 点
		国有林以外での元請実績又は国有林における下請実績がある	1 点
		実績がない	0 点
配置予定技術者（現場代理人）の保有資格	技術士、林業技士、森林情報士、木材接着士、木材乾燥士、木材保存士、森林インストラクター、樹木医、架線作業主任者、林業作業士、現場管理責任者、統括現場管理責任者、森林施業プランナー、又は都道府県知事が認定した技術資格者がいるか（複数の現場代理人を配置する場合は最も低い評価者で評価する）	複数の資格を有している	2 点
		いずれか 1 つの資格を有している	1 点
		資格を有していない	0 点
配置予定技術者（現場代理人）の継続教育（CPD）の取組状況（過去 3 年度間）	森林分野等に関する継続教育（CPD）の取組実績があるか（複数の現場代理人を配置する場合は最も低い評価者で評価する）	過去 3 年度間に森林分野等での取得ポイントがある	1 点
		過去 3 年度間に森林分野等での取得ポイントがない	0 点

評価項目	評価基準		評価点
配置予定技能者の研修等の受講等	林野庁主催・実施(委託・補助事業含む)の「低コスト作業路企画者養成研修」、「低コスト作業路技術者養成研修」、「森林作業道作設オペレーター研修」、「森林作業システム高度技能者育成研修」及び「高度架線技能者育成研修」の受講者がいるか	低コスト作業路企画者又は技術者養成研修もしくは森林作業道作設オペレーター研修(中級以上)、森林作業システム高度技能者育成研修及び高度架線技能者育成研修の受講者がいる	2点
		森林作業道作設オペレーター研修(初級)及び高度架線技能者育成のうちタワーヤダ技能者育成研修の受講者がいる	1点
		研修受講者がいない	0点
【地域への貢献等】			配点 20点
災害協定に基づく活動実績の有無(過去10年度間)※1	国又は地方公共団体との災害協定、防災に関するボランティア協定に基づく活動の実績があるか(関東森林管理局管内の実績に限る)	関東森林管理局との協定に基づく活動実績がある	2点
		関東森林管理局以外との協定に基づく活動実績がある	1点
		活動実績がない	0点
防災に関する表彰の実績(過去10年度間)※2	国又は地方公共団体からの防災活動に関する表彰の実績があるか	国有林からの表彰実績がある	2点
		国有林以外での表彰実績がある	1点
		表彰実績がない	0点
国土緑化活動に対する取組(過去10年度間)※3	国土緑化(植林)活動の取組実績があるか、又は、国・地方公共団体との分収育林・分収造林の契約者であるか(関東森林管理局管内の実績に限る)	国有林において、国土緑化(植林)活動の取組実績がある、又は分収育林・分収造林の契約者である	2点
		国有林以外で、国土緑化(植林)活動の取組実績がある、又は分収育林・分収造林の契約者である	1点
		取組実績がない	0点
ボランティア活動の実績の有無	ボランティア活動(防災情報の提供、災害復旧時の機械、資材、労力の提供等を含む)の実績は	国有林での活動実績がある	2点
		国有林以外での活動実績がある	1点

評価項目	評価基準		評価点	
(過去2年度間)	あるか、ただし、「地域への貢献等」の※1～3, ※4の活動実績を除く(関東森林管理局管内の実績に限る)	活動実績がない	0点	
東日本大震災の被災地での復旧・復興活動の実績の有無	東日本大震災により被災した福島県、宮城県、岩手県での復旧・復興活動の実績があるか	活動実績がある	2点	
		活動実績がない	0点	
有害鳥獣対策への協力の有無(過去2年度間) ※4	地域(関東森林管理局管内)の有害鳥獣捕獲活動への協力実績はあるか ただし、事業体として協力した実績に限る	国有林又は民有林での活動実績がある	2点	
		活動実績がない	0点	
地域の民有林管理への貢献の取組	森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定等を受けているか(関東森林管理局管内の実績に限る)	森林経営管理法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けている(森林経営管理法第36条第2項の要件に適合する者として、当該都道府県から公表された者に限る)	3点	
		森林経営管理法第36条第2項の要件に適合する者として、当該都道府県から公表されている	2点	
		当該都道府県において「林業経営体の育成について」(H30.2.6長官通知)に選定されている	1点	
		上記のいずれにも該当しない	0点	
		過去5年度間に森林法に基づく森林経営計画を自ら作成し、認定を受けているか(関東森林管理局管内の実績に限る)	認定を受けている	1点
		受けていない	0点	
前年度に民有林における森林整備作業を請け負った実績があるか(関東森林管理局管内の実績に限る)		実績がある	1点	
		実績がない	0点	

評価項目	評価基準		評価点
作業員の地元雇用	様式7に記載した事業に従事する作業員が発注森林管理署等管内に居住しているか	作業員の7割以上が当該森林管理署等管内の居住である	3点
		作業員の過半数が当該森林管理署等管内の居住である(50%は含まない)	2点
		上記のいずれにも該当しない	0点
【企業の信頼性】			配点 28点～31点
月給制への対応	様式7に記載した直接雇用で、常用雇用者（役員報酬者を除く）に対して月給制を導入しているか	現場作業に従事する常用の作業員全員に月給制が導入されている	2点
		現場作業に従事する常用の作業員の一部に月給制が導入されている	1点
		現場作業に従事する常用の作業員全員に月給制が導入されていない	0点
作業員の雇用形態	様式7に記載した事業に従事する作業員が直接雇用かつ常用雇用者であるか	作業員の7割以上が直接雇用かつ常用雇用者である	2点
		作業員の過半数が直接雇用かつ常用雇用者である(50%は含まない)	1点
		上記のいずれにも該当しない	0点
伐採・造林に関する行動規範の策定	伐採・造林に関する行動規範を策定・遵守しているか	伐採・造林に関する行動規範を策定している又は所属する業界団体等が作成した行動規範等を遵守している	1点
		伐採・造林に関する行動規範を策定していない、また所属する業界団体等が作成した行動規範等を遵守していない	0点
安全対策	国有林野事業において、休業4日以上の労働災害はないか	過去2年度間に休業4日以上の労働災害なし	5点
		過去2年度間に休業4日以上の労働災害が1～2件ある	1点
		過去2年度間に死亡災害があるか、又は休業4日以上の労働災害が3件以上ある	0点
	労働安全対策への取組実績はあるか	過去10年度間に労働安全コンサルタントによる安全診断及び過去2年度間にリスクアセスメントに取り組ん	3点

評価項目	評価基準		評価点
		でいる	
		過去 10 年度間に労働安全コンサルタントによる安全診断又は過去 2 年度間にリスクアセスメントに取り組んでいる	1 点
		過去 10 年度間に労働安全コンサルタントによる安全診断及び過去 2 年度間にリスクアセスメントのいずれも取り組んでいない	0 点
働き方改革の取組	過去 2 年度間において、労働生産性の向上のため、効率的な作業システム、工程管理の工夫等を行うとともに、生産性向上の目標を持って取り組んでいるか	労働生産性向上に取り組んでいる	1 点
		労働生産性向上の取り組んでいない	0 点
	過去 5 年度間において、技術指導、研修会・講習会の開催・参加、資格取得への支援等に取り組んでいるか	現場従事者の技術向上に取り組んでいる	2 点
		現場従事者の技術向上の取り組んでいない	0 点
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし、プラチナえるぼし認定、一般事業主行動計画）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）のいずれかの認定を受けているか	いずれかの認定を受けている	1 点
		認定を受けていない	0 点
林業経営体登録の有無	「林業経営体に関する情報の登録・公表について」（平成 24 年 2 月 28 日付け 23 林政経第 312 号長官通知）に基づく林業経営体登録の認定を受けているか	受けている	1 点
		受けていない	0 点
不誠実な行為の有無（過去 2 年度間）	営業停止及び国有林野事業における指名停止の処分または文書による指導・注意を受けたこと	受けたことがない	2 点

評価項目	評価基準		評価点
	があるか	受けたことがある	0点
労働福祉	様式7に記載した、直接雇用で、常用雇用者（事業主、役員を除く）全員に、林業退職金共済機構、建設業退職共済組合又は中小企業退職金共済事業団との退職金共済契約締結の実績があるか	従業員全員について締結している	1点
		従業員の一部について締結していない	0点
賃上げの実施を表明した企業等	企業規模に応じた所定の基準以上の賃上げの実施を表明しているか	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している【大企業】	7～10点
		事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している【中小企業等】	7～10点
		上記の内容に該当しない	0点
		賃上げ実績が賃上げの基準に達していない場合、若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は書類等が提出されない場合であって、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間に該当する	-8～ -11点
		上記の内容に該当しない	0点

※ 各項目において未記入、添付書類の不備又は誤記入等で評価の判断が困難な場合は、当該評価項目については「最低の点」とする。（技術提案の否通知があった場合を除く。）

(3) 賃上げ実施の表明の方法について

評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、技術提案書に別紙1の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を添付の上、提出す

ること。

また、中小企業等については、表明書とあわせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。

なお、共同事業体及び協同組合等（協同組合等の直接雇用者で実施する場合を除く。）が加点を受けるには全構成員による表明が必要である。

（4）賃上げ実施の確認について

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙2の1又は別紙2の2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」（別紙3）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙4）の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙3）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算日（別紙1に記載の事業年度の末日）の翌日から起算して2ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は別紙3の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙4）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「○A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は別紙4の「支払金額」とする。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合であつて、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、当該相手方が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同事業体及び協同組合等の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同事業体及び協同組合等の未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同事業体及び協同組合等に対して行う。

減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。

なお、その結果、加点項目に係る得点の合計がマイナスとなった場合には加算点を0点とみなす。

（5）落札者の決定方法

ア 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

- ① 入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。
- ② 事業計画が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(6) 評価内容の担保

実際の実施に関しては、落札者は事業計画に記載された内容により実施することとし、採用された技術提案の実施を担保するため、必要に応じて加除訂正を行った上で当該技術提案を契約書に添付するとともに、その実施を約する旨の条項を付する。事業完了後の検査の際、複数年度にわたる事業の場合は、単年度ごとの最終の（部分）完了検査の際、履行状況について確認を行う。請負者の責により記載内容が満足出来ない場合には、満足出来ない評価項目ごとに、事業成績評定の点数を3点ずつ減ずることとする。さらに、契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことがある。

5 技術提案の採否の通知

(1) 技術資料の提出者については、提出された技術提案が適正と認められなかった者、また、技術提案と標準提案の両方を提出した者で技術提案が適正と認められず標準提案に基づく入札参加をする者に対し、技術提案が適正と認められなかった理由を通知する。

(2) 通知結果に対して不服がある者は、森林管理署長等に対して、次に従い書面により、理由についての説明を求めることができる。

① 受付期限

通知を受けた日の翌日から起算して7日（この日数には、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内

② 提出先

入札公告3の(2)のイに同じ

③ その他

書面は、原則として電子メールにより提出するものとする。

(3) 森林管理署長等は、(2)に掲げる理由についての説明を求める書面を受取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

6 再苦情申立て

(1) 5の(3)に掲げる回答書による説明に不服がある者は、森林管理署長等に対し、次に従い書面により、再苦情を申立てることができる。

① 受付窓口

入札公告3の(2)のイに同じ

② 受付期間

5の(3)に掲げる回答書を受取った日から7日（休日を含まない。）以内

③ 手続書類の入手先
入札公告 3 の (2) のイに同じ

④ その他

書面は、原則として電子メールにより提出するものとする。

(2) 再苦情の申立てについては、入札監視委員会で審議する。

(3) 森林管理署長等は、苦情の申立てがあった者に対し、入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審査結果の報告を受けた日の翌日から起算して 7 日 (休日を含まない。) 以内に、次の内容を書面により回答する。

① 申立てが認められないときは、苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

② 申立てが認められると判断されたときは、森林管理署長等が講じようとする措置の概要

7 その他

技術提案書作成要領中に掲げた期間の定義は次のとおりとする。

ア 「前年度まで」とは、入札公告日の属する年度の前年度 3 月 31 日までをいう。

イ 「過去 2 年度間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた 2 年前の 4 月 1 日から前年度 3 月 31 日までの 2 年間をいう。

ウ 「過去 3 年度間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた 3 年前の 4 月 1 日から前年度 3 月 31 日までの 3 年間をいう。

エ 「過去 5 年度間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた 5 年前の 4 月 1 日から前年度 3 月 31 日までの 5 年間をいう。

オ 「過去 10 年度間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた 10 年前の 4 月 1 日から前年度 3 月 31 日までの 10 年間をいう。

カ 「過去 15 年度間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた 15 年前の 4 月 1 日から前年度 3 月 31 日までの 15 年間をいう。

別添（森林管理署等の事業実施区域）

森林管理署等名	都道府県名	区 域
福島	福島県	福島市 郡山市 二本松市 田村市 伊達市 本宮市 桑折町 川俣町 国見町 大玉村 小野町 三春町
白河支署	白河市	白河市 須賀川市 鏡石町 天栄村 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町
会津	福島県	会津若松市 喜多方市 下郷町 南会津町（旧田島町の区域） 北塩原村 西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 柳津町 湯川村 三島町 金山町 昭和村 会津美里町 会津坂下町
南会津支署	福島県	南会津町（旧田島町の区域を除く） 只見町 桧枝岐村
磐城	福島県	いわき市 相馬市 南相馬市 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 川内村 新地町 飯館村
棚倉	福島県	棚倉町 塙町 矢祭町 鮫川村
茨城	茨城県	茨城県内全域
日光	栃木県	宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 下野市 上三川町 益子町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 高根沢町
塩那	栃木県	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 茂木町 那珂川町、那須町 塩谷町
群馬	群馬県	前橋市 高崎市 桐生市 伊勢崎市 太田市 館林市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市 みどり市 榛東村 吉岡町 上野村 神流町 下仁田町 南牧村 甘楽町 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町
利根沼田	群馬県	沼田市 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町
吾妻	群馬県	中之条町 東吾妻町 長野原町 嬭恋村 草津町 高山村
東京神奈川	東京都	東京都内全域
	神奈川県	神奈川県内全域
中越	新潟県	長岡市 三条市 柏崎市 小千谷市 加茂市 十日町市（治山事業における民有林直轄地すべり防止事業の場合は旧松之山町の区域を除く。） 見附市 燕市 魚沼市 南魚沼市 弥彦村 田上町 出雲崎町 湯沢町 津南町 刈羽村
下越	新潟県	新潟市 新発田市 五泉市 阿賀野市 佐渡市 胎内市 北蒲原郡（聖籠町） 東蒲原郡（阿賀町）
村上支署	村上市	村上市 岩船郡（関川村、粟島浦村）
上越	新潟県	糸魚川市 妙高市 上越市 十日町市（治山事業における民有林直轄地すべり防止事業の場合、旧松之山町の区域）
静岡	静岡県	静岡市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 焼津市 藤枝市 御殿場市 裾野市 牧之原市 長泉町 小山町 清水町 川根本町 吉田町
天竜	静岡県	浜松市 磐田市 掛川市 袋井市 湖西市 御前崎市 菊川市 森町
伊豆	静岡県	熱海市 伊東市 下田市 伊豆市 伊豆の国市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町
埼玉	埼玉県	埼玉県内全域
千葉	千葉県	千葉県内全域
山梨	山梨県	山梨県内全域
大井川治山センター	静岡県	静岡市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 焼津市 藤枝市 御殿場市 裾野市 牧之原市 長泉町 小山町 清水町 川根本町 吉田町